



資源ごみ集団回収 補助金制度

市およびさしま環境管理事務組合では、資源回収を実施する登録団体を対象に、地域活動に対する補助金を交付しています。
対象 自治会、行政区、子ども会、老人会、PTAなどの営利を目的としない団体で、おおむね10人以上の古河市民で構成される団体

資源回収できるもの
紙類(新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック)、缶類、ビン類、ペットボトル、鉄くず、布類

補助金額 1kgあたり5円
登録方法 資源回収前に「資源ごみ集団回収協力団体届出書」および振込先の通帳の写しを提出
※届出書を提出しないと補助金は支払われません。

問 ㊦環境課

片田南西部 土地区画整理審議会委員 選挙人名簿の縦覧

土地区画整理法施行令第21条第1項の規定により、選挙人名簿の縦覧を行います。
縦覧期間 8月1日(月)～14日(日)午前8時30分～午後5時15分
縦覧場所 三和庁舎区画整理課
問 ㊦区画整理課

■毎週木曜日午後7時まで、総和庁舎窓口業務の一部を開庁(市民総合窓口課・子育て支援課・子ども入園課) ※祝日・年末年始を除く。

遊休農地の取り扱いが変わります

～遊休農地の利用意向調査にご協力を～

農地法の改正により、農業振興地域内(市街化調整区域内)にある遊休農地の取り扱いが変わります。これにより、対象となる農地の所有者には、利用意向調査票を郵送しますので、ご協力をお願いします。

問 ㊦農業委員会事務局 ☎76-1511

㊦資産税課 ☎22-5111



【利用状況調査】

農業委員会等が毎年1回農地の利用状況を調査します。



【利用意向調査】

遊休農地の所有者に対して、
①農地中間管理事業*を利用しますか
②誰かに貸し付けたり、売却したりしますか
③自ら耕作しますか
などの意向を調査します。

*農地中間管理事業とは、農業をやめる人や、経営規模を縮小したい人の農地を借り、農地中間管理機構がまとめたうえで担い手農家(地域の意欲のある農業者)に貸し付ける事業です。茨城県では、茨城県農林振興公社が知事から農地中間管理機構として指定され、事業を行っています。



【農地中間管理機構との協議の勧告】

意向どおり取り組みを行わない場合、または調査日から6カ月を経ても意思の表明がないときは、農業委員会は遊休農地の所有者に対して、農地中間管理機構との協議を勧告します。



【都道府県知事の裁定】

必要な限度において、農地中間管理権を設定すべき旨の裁定をすることができます。

固定資産税の軽減

平成28年4月1日から平成30年3月31日までに新たに農地中間管理機構へ貸し付けたときは、翌年度からの固定資産税が次のとおり減額になります。

※1月2日から3月31日までに貸し付けたときは翌々年度からになります。

貸付期間	減額	減額期間
10年以上 15年未満	2分の1	3年間
15年以上	2分の1	5年間

【固定資産税の強化】

勧告を受け、そのまま固定資産税の賦課期日である平成29年1月1日を迎えたときは、該当する農地の固定資産税が平成29年度から約1.8倍に増額されます。